

表2 さまざまな項目で説明義務が発生する

(改正前→改正後 ○:説明義務の規定あり ×:説明義務の規定なし)

	パート	有期	派遣
雇用管理の措置の内容（賃金、福利厚生、教育訓練など。雇い入れ時）	○→○	×→○	○→○
待遇決定に際しての考慮事項（求めがあった場合）	○→○	×→○	○→○
待遇差の内容・理由（求めがあった場合）	×→○	×→○	×→○
不利益取り扱いの禁止	×→○	×→○	×→○

(出所)厚生労働省の資料を基に編集部作成